

Title	明治初期(元年-三年)の仇討六件に関する公文書
Sub Title	Six official documents concerning vengeance in the Meiji Era
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.9 (1987. 9) ,p.53- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870928-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初期(元年—三年)の仇討六件に関する公文書

手塚 豊

解題

- (一) 高知藩士吉井四郎、父の仇の処刑に太刀取を許された件
- (二) 行政官附関根九十郎次男林之丞が、兄の仇を討ち「無構」となった一件
- (三) 菲山県管内農団次郎復讐一件
- (四) 安房国浜波太村飯高兄弟父の仇を討ち処罰された一件
- (五) 熊本藩士太田平作、養父の仇を討ち、処罰された件
- (六) 甲斐国藤井村無宿賢治郎、叔父の仇を討ち処罰された件

解題

明治元年から三年間⁽¹⁾に行われた仇討は、いままで八件が確実に知られているが、本稿はその中の六件に関する公文書を紹介するものである。二件を省略したのは、後述のごとく、それらに

ついては、公文書の大部分がすでに公表されているからである。明治時代の仇討について、格別の興味を寄せ調査されたのは、私の知る限りでは千葉亀雄氏が最初である。千葉氏は、国民新聞、読売新聞、時事新報などの社会部長も歴任、明治から昭和初頭にかけて活躍された博識の評論家である⁽²⁾。

明治四十四年、千葉氏は「蒼海公」という筆名で「明治復讐譚」を雑誌「日本及日本人」に発表された⁽³⁾。それは明治時代の仇討七件と徳川末期の女仇討一件を紹介されたものであったが、明治元年から三年までのものに限定すれば、明治二年の陸中江刺郡における幸治、幸七兄弟の仇討と、同年房州長狭郡における飯高三兄弟の仇討の二件である。

翌四十五年、千葉氏は更に同じ筆名で「続明治復讐譚」を、同雑誌に発表された⁽⁴⁾。それは明治三年の東京における住谷兄弟

の仇討および同年の熊本における太田平作の仇討を紹介されたものであった。

大正六年、千葉氏は日本の仇討を集大成され、「千葉花明」の筆名で「日本仇討物語」上下合巻を上梓された。⁽⁵⁾⁽⁶⁾「明治時代の仇討」は、その上巻に収録され、明治元年から明治三十八年までの仇討十二件と、大正四年の仇討一件が紹介されている。

明治三年以前に限定すれば、前述の「日本及日本人」に発表された四件のそれに、明治元年の「吉井四郎の仇討」が追加されている。

千葉氏は、その著書の記事についてほとんど出典は明示しておられないし、また公文書をそのまま覆刻、引用されていることも、きわめてすくない。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

ところで国立公文書館所蔵の「太政類典」第一編(明治元年—四年)に収録されている明治三年までの仇討関係の公文書をみるに、それは、千葉氏が紹介されている前掲五件の中の吉井四郎、住谷兄弟、幸治兄弟の三件と、千葉氏の紹介に洩れている東京の関根林之丞(明治元年)、非山県下の団次郎(明治二年)、甲州の賢治郎(明治三年)の三件、合せて六件のものである。

千葉氏が紹介されている安房の飯高兄弟の仇討については、前掲「太政類典」第一編(明治四年までの文書を集録)には、公文書は収録されていない。それは事件そのものは明治二年であるが、飯高兄弟が逮捕されたり、または自首したのは、明治五年で、その裁判は翌六年に木更津裁判所で行われたためである。

この裁判関係文書は、法務図書館の旧司法省所蔵文書の中に存在している。また、同じく千葉氏が紹介された熊本の太田平作の仇討関係の公文書は、その理由は明らかでないが、前掲「太政類典」第一編には収録されていない。しかし、事件から九年を経過した明治十二年に、刑一等を減ぜられて釈放された記録が「太政類典」第三編の中に収録されており、その中には明治四年一月の熊本藩の判決言渡書もふくまれている。

以上に述べたごとく、現在、明治元年から三年までの仇討合計八件についての公文書の存在が確認できる。本稿で紹介するのは、その中、住谷兄弟並に幸治幸七兄弟の二件をのぞく他の六件の公文書である。住谷兄弟並に幸治幸七兄弟関係の公文書は、「太政類典」第一編所載のものとはほぼ同じ内容のものが、「太政官日誌」にも集録されており、その内容は「新聞集成・明治編年史」あるいは「維新日誌」などにも掲載されているから、すでに広く公表済とみていい。ここにそれらを省略するのは、それがためである。⁽⁹⁾

以下、各仇討の公文書の内容について、簡単な解説を附しておく。

(一) 高知藩士吉井四郎、父の仇の処刑に太刀取を許された件⁽¹⁰⁾
 明治元年五月二十二日、戊辰の役に際し、官軍の軍監吉井顯蔵(茂平)が、小田原藩の寝返りのため、小田原上方口の番所で、

小田原藩士山田竜兵衛と小泉彦藏に斬殺された⁽¹¹⁾。それがため、吉井の伴四郎が、仇討を大総督府に申出たが、それは許されず、その代りに同年九月、山田と小泉が鈴が森で斬罪に処せられる⁽¹²⁾。折、太刀取りを許されたのである。

この措置は、変則的な仇討を許したものと云える。

(二) 行政官附関根九十郎次男林之丞が、兄の仇を討ち「無構」となった一件

明治元年十一月、行政官附瀧美九郎触下中林彦次郎同居吉田庄次郎と、同じく行政官附久松主計触下関根九十郎長男忠藏とが口論し、それを遺恨に思った庄次郎が、忠藏宅へ押しかけ、忠藏を傷害死させた。それがため、忠藏の弟林之丞が仇討として庄次郎を打ち果し自訴したのである。行政官弁事は、十一月十三日、取り敢えず九十郎に謹慎を命じ、林之丞に対し、どのような処置を採られたかを東京府へ問合せた。ところが、その回答が得られないまま、翌十二月十四日、東京府下の犯罪人処理の区別として、士人は刑法官、庶人は東京府の管轄と決定されたため、弁事は改めて翌二年四月九日、刑法官に問合せを行った。

同日附刑法官の回答によると、林之丞は「無構」、庄次郎を同居させていた中林彦次郎だけが「不行届」として「叱」となった。また、関根御太郎と北山藤太郎とが「無構」となっている。

るが、彼等が関根林之丞および吉田庄次郎と、どのような関係であったかは正確にはわからないが、それぞれの直接の上役であったとも考えられる。

(三) 非山県管内農団次郎復讐一件

非山県管内武州宮沢新田⁽¹⁵⁾の農業団次郎が、仇討をしたことについて伺書を、行政官の弁事は、刑法官へ差出す様に非山県へ指示したところ(おそらく非山県はどこへ伺い出るかについて行政官の指示を求めたものと思われる)、刑法官では先ず所轄の県において処理すべしとして、その伺の受理を拒否したため、弁事は刑法官に対してその伺書の受理を要請したのであるが、刑法官の回答書を欠くので、その結果は不明である。

この一件は、非山県関係の文獻に、私の知る限りでは一切みあたらないので、団次郎がいつどこで誰の仇をどのようにして討ったのか、またその仇の名前など、細かいことは全くわからない。

刑法官が、この仇討一件の文書の受理を拒んだのは、仇討は犯罪ではないから、その府県において適当に処理すべきものと考えたためかと思われる。

(四) 安房国浜波太村飯高兄弟父の仇を討ち処罰された一件

これは、明治二年四月、飯高善左衛門が房州広場村の海岸で死骸で発見されたが、当時彼はその地の漁民代表として、漁業の株について地元の有力者平野仁右衛門と紛争中であつたから、善左衛門の子供三人は、父が仁右衛門によって殺されたものと信じ、同年十月、仇討のため仁右衛門宅へ侵入、仁右衛門とその三男謙蔵を殺し、その他家人数名にも負傷させた事件である。事件後、兄弟三人は逃亡したが、三年後の明治五年十月三十日、長男直七が逮捕され、竹次郎、秀三郎も相次いで自首したのである。

事件当時、この地方は花房藩の管轄であつたが、兄弟が逮捕された時点では、木更津県に属し、木更津裁判所もすでに設けられていた。

明治六年四月二十二日、木更津裁判所は裁判を行い、三被告から口書を得、同日、同裁判所長権少判事安藤博高から司法省へ擬律伺が提出された。それによると新律綱領人命律謀殺の条に照し、主犯として飯高直七は斬、竹次郎は準流十年、秀三郎は取贖金十三円五十銭とするものであつた。

これに対して司法省は、被告以外の関係者の口書の提出を木更津裁判所に求めた。この事件が、仇討に該当するかどうかを再検討するためであつたと思われる。翌五月十二日、同裁判所は司法省の要請に応じて、関係者五名の口書を提出した。これらの口書を見るに、善左衛門が仁右衛門に殺されたという証拠は全く出ていない。しかし、司法省では七月五日と廿七日の二

回に亘つて評議していることから推察すると、仇討か否かで、省内でも意見が分かれたのかも知れない。

その結果、司法省の決定は、木更津裁判所の申請と同じく単なる謀殺を以て論じ、仇討とはみとめていない。木更津裁判所の申請と異なる点は、竹次郎の量刑の「準流十年」という名称が「懲役十年」に変更されただけである。

司法省は、直七の斬については、太政官の指示を仰いだ筈であるが、それに関する公文書は、いまのところ発見できない。司法省の木更津裁判所への指令の日は明らかでないが、司法省内の評議が七月五日と二十五日であつたから、それ以後であることは確実である。とすると、木更津裁判所は同年六月二十四日に廃止され、千葉裁判所へ吸収されているから、指令は千葉裁判所へ発せられたとみている。

直七に対する死刑の執行は、場所など詳しいことはわからないが、明治六年八月三十日・東京日日新聞は「六年八月、獄成り、直七は斬……直七の刑に就くや、顔色変ぜず、言笑自若たり、観者ために流涕すと云う」と報じているから、八月に刑の言渡と執行があつたものと思われる。

(五) 熊本藩士太田平作が養父の仇を討ち処罰された件

慶応三年二月十九日夜、熊本城下の路上で、藩士太田清三郎が殺された。これは政治上の暗殺であつたが、下手人は藩によ

って処罰され、明治三年六月まで入牢し、赦によって出獄が決定した。そのことを知らされた清三郎の義弟で養子の太田平作が、城の外濠附近で待ち伏せしてその男を殺害した。正に仇討事件である。⁽²¹⁾

太田平作に対する熊本藩の判決文によると(四年一月二十三日附)、「朝裁奉伺候」とあるから、刑部省へ伺い出で、その指令を仰いだことはわかるが、前にも一言したごとく、「太政類典」中に、私が検索した限りでは、関係文書を見出しえない。

また、この判決文によると、太田平作の殺人は仇討であるが、藩による処罰が行われ、赦によって合法的に出獄した者を殺した点は「不埒」であるとし、「十年禁錮」を命じたとしている。

判決文の日附は、四年一月廿三日であるから、新律綱領頒布後約一カ月を経過している。しかし、熊本藩の場合、新律綱領を実際に施行したのは、四年四月三日以降であるから、四月一月当時の裁判は、新律綱領を全く参照せず、従前通り藩刑法すなわち刑法草案に準拠していたとみていい。ところで、刑法草案の「扶持人犯事」によると、天保十年二月の定として、「禁錮一条は蔽科之事ニ付、容易ニ不被仰付、其罪ニ依テ臨時判決と可定置段云々」としている。⁽²⁴⁾すなわち禁錮の刑は例外中の例外であったことがわかる。太田に対する判決文に「宿許ニ於テ禁錮被仰付候且又右禁錮ハ土道立下候筋ノ御咎ニテ年限後ハ被召仕不苦趣ニ付今迄ノ給扶持禄制ノ通依ニ直シ為扶持米遣之」と、禁錮刑の内容を説明しているのは、それが余り類例のない

刑であったためであろう。

さらにまた、この判決文により、千葉氏が不明とされている敵の名が「宮原栄喜」という人物であることも判明する。⁽²⁵⁾

自宅拘禁を命ぜられていた太田平作は、明治十年の西南之役の際に、兵火を避けるため家から退去した。戦争終結後、熊本裁判所は、平作に対して残る刑期を「禁錮」⁽²⁶⁾に処して収監した。そして十二年九月、熊本県十等警部内藤蘇一から県令富岡敬明に対して減刑の上申が行われ、九月十六日、県令から司法省宛に伺書を提出、翌十月十一日、司法省はこの件を太政官に伺い出、同日、法制局の議を経た太政官は同月二十七日附を以て「伺之趣聞届候事」と指令した。

この指令は司法省を通じて熊本県に伝達された筈であるから、太田平作は直に釈放されたものと思われる。しかし正確な月日はわからない。

(二六) 甲斐国藤井村無宿賢治郎、叔父の仇を討ち処罰された件

明治三年八月頃、甲州藤井村の無宿賢治郎が、叔父の仇として陳左衛門を討ち果し、その際、家人数人も殺傷した。⁽²⁸⁾この一件について、八月廿五日、刑部省は、賢治郎を「梟示」とする断刑伺を太政官へ提出した。⁽²⁹⁾刑部省は甲府県からの伺をうけたものと思われる。ところが、この断刑伺は余りにも簡単であったためか、太政官は刑部省に対し、被告の「口書」並に「律例

調」の提出を求めた。八月二十九日、刑部省は弁官宛にそれを提出した。この「律例調」によると、陳左衛門が果して叔父の仇であったかどうかの確証もなく、また殺害後、一時逃亡したことでもあり、さらに殺害の現場で家人数名を殺傷したことからみて、賢治郎は、普通の故殺を以て論ずべきものとしている。太政官はこの見解を承認し、九月七日、「伺之通」の指令を発した。しかし、賢治郎の「口書」が伝らないので、この一件についての詳しい事情は、残念ながらわからない。

以上に、私は明治元年から三年までの仇討六件に関する公文書についての解題を試みた。

この頃、仇討は最高の美德として称揚される思想は、徳川時代から引きつづき根強く残っていた。⁽³⁰⁾ 明治元年、政府部内の遵則として制定された仮律の「父祖被毆」の条に「祖父父母母毆タレ死ニ至、因テ行兇人ヲ殺スハ無論」とあるのは、そうした思想により裏付けられた規定である。それがため、前述六件に関する仇討に関する公文書によって判明することは、普通の仇討と思われる事件は「無構」となっているかまたは処罰された形跡がないが、仇討かどうか多少とも疑問のあるもの、または仇討であったとしても、他の家族まで殺傷した場合または殺人の罪で処罰された者に対して改めて敵討を行った場合、それぞれ適宜の処罰が行われるという事実である。

しかし、これら六件の仇討については、その内容の詳細が全

くわからないものもあり、また公文書によってその内容が相当程度までわかるものについても、なお究明の余地がないわけではない。本稿が契機となり、これら仇討六件について、さらに新しい史料が発掘され——とくに地元の史料が——それぞれの全貌が一層明らかになることを期待したい。

(1) 三年間に限定したのは、格別の理由があるわけではない。四年以降の仇討については別稿を用意している。

(2) 「日本人名大辞典」第四巻・昭和五十二年・二五二頁。

(3) 蒼海公「明治復讐譚」・「日本及日本人」第五五二号・明治四十四年・一一〇頁以下。

(4) 蒼海公「統明治復讐譚」・「日本及日本人」第五八四号・明治四十五年・八〇頁以下。「蒼海公」という筆名が、千葉氏のものとは断定できないが、これらの文章は、若干補修されて後ちに述べる千葉氏の著書に引用されているから、「日本及日本人」の記事が千葉氏の執筆であることは間違いない。

(5) 千葉花明「日本仇討物語」上下・大正六年・阿蘭陀書房刊。花明は、千葉氏の雅号の一つである（近代人物号筆名辞典・昭和五十四年・一〇一頁）。この著作は千頁にも及ぶ大冊である。そのほか、千葉氏には「仇討五十種」という著述があるとのことであるが、私は未見である。

(6) 明治の仇討に論及する文献は、この千葉氏の紹介に依拠する場合が多い（例えば、稲垣史生「日本仇討一〇〇選」昭和五十一年・九四頁以下、駒敏郎「明治の仇討」・「歴史と人物」・昭和五十六年・十一月号・一三八頁以下、稲垣史生「仇討を考証する」昭和六十一年・二九五頁以下等）。

しかし、昭和四十七年出版の大隈三好「敵討の歴史」は、「明治

の仇討」として、住谷兄弟の仇討、明治四年加賀本多家の仇討、それに明治十四年の臼井六郎の仇討を紹介しているが(二〇九頁以下)、千葉氏の著書を参照された形跡はない。おそらく後述する尾佐竹博士の著作に準拠したものと思われる。

なお、敵討研究書として著名な平出遼二郎「敵討」は、明治三十五年十一月の史学会講演を明治四十二年に著書にしたもので、江戸時代までの仇討の研究であるが、明治のそれについても、明治二年の幸治、幸七の仇討と飯高兄弟の仇討、明治四年の本多家の仇討と村上兄弟高野の仇討、明治十三年の臼井六郎の仇討の四件について、きわめて簡単ではあるが論及している(昭和十四年版・七四頁)。

- (7) 千葉氏は、住谷兄弟の仇討については、明治四十五年当時、栃木で弁護士を開業していた仇討の当人の一人住谷教七(七九)について直接の聞き書きを採られたことを明言されており(前掲「続明治復讐譚」・「日本及日本人」第五八四号・八一頁)、また太田平作の仇討については、平作の義弟太田竜太郎の懐旧談に依るとされているが(前掲書・九一頁)、それ以外の仇討の記事については、その出典はほとんど明示されていない。もしも、千葉氏がその書かれた記事の全てについて、それぞれ出典を明記されていたならば、後々の研究者に大きな便宜を与えたことであろうに、その点、寧に惜しまれる。
- (8) 住谷兄弟の仇討については、刑部省の言渡書など、若干の公文書が引用されている(前掲書・九〇頁、前掲「日本仇討物語」・一六三頁)。

- (9) 住谷兄弟関係の公文書は、「太政官日誌」明治三年第七号、明治三年三月二十五日の条、「新聞集成・明治編年史」第一巻、昭和九年・三三七頁、「維新日誌」第二巻、昭和四十一年・二四頁―二七頁等。

幸治、幸七関係のそれは前掲「太政官日誌」明治四年第二四号・

明治四年四月二十九日の条、前掲「明治編年史」第一巻・三六九頁―三七〇頁、前掲「維新日誌」第三巻・一九六頁―一九七頁等。「岩手県史」第六巻(昭和三十七年)は、前掲「明治編年史」の記事を引用している(八九三頁以下)。また、岩手県大東町の町史編纂室は、この事件についての地元に残る若干の公文書(仇討のため手離した田畑を買い戻す費用の借用を村役人が胆沢県へ請願、県はこの件を大蔵省へ上申したが、この一件に関する文書類)を蒐集しており、数年後に出版が予定されている。「大東町史」下巻には、その文書が収録される由である(町史編纂委員菊池紀氏の御示教による。その学恩を謝す)。

なお、尾佐竹猛博士も住谷兄弟の件については、加賀本多家旧臣の仇討(明治四年)と臼井六郎の仇討(明治十三年)を合せ、戦前に一文を発表され、それには多量の公文書が引用されている(明治の仇討・「歴史公論」第五卷十一号・昭和十一年・八六頁―一〇四頁、後ちに「法窓秘聞」昭和十二年・二二六頁以下に所収)。尾佐竹博士は、「太政類典」または「太政官日誌」を参照されたわけではなく、戦前の司法省に残存していた弾正台あるいは刑部省関係の文書(戦争中、疎開先の甲府刑務所が爆撃をうけて焼失)から直接に引用されたのかも知れない。

因みにこの住吉兄弟の一件については、すでに早く明治初年に、岡田霞船「住谷兄弟仇討実記」三冊(明治十六年)、高島藍泉「蝶鳥筑波堀墓様」三冊(明治十七年)という読物が出版されている。さらに明治二十九年には、川瀬教文「住谷兄弟復讐譚」・「名家談義」第九号七頁以下、第十号一頁以下―元水戸藩士川瀬氏はその仇討を直接に援助した人という―があり、明治四十年から四十一年にかけては、坂崎紫瀾「住谷判事復讐談」が法律新聞第四二〇号(四十年四月二十日)以下第五一六号(四十一年八月十五日)まで(断続

連載第六十七回で中絶)にあり、その後、大正十四年二月には、田尻佐「水戸藩住谷兄弟の復讐に関する談話」・「史談会速記録第三四八号・一頁以下——大正十三年五月十一日の史談会例会における談話——もある。戦後、長谷川伸氏は住谷兄弟の仇討をテーマにした「東京筋替え門外」という小説を書いておられる(「日本敵討ち異相」・昭和三十八年・一六四頁以下)。

(10) これを紹介された千葉氏の記事は、僅か四行のものであるが(前掲「日本仇討物語」・一三〇頁)、それは明治六年出版の「憲法類編」の「復讐願出有之罪人行刑ノ節太刀取許サルノ事」(第十九第一編國法部第十三卷下刑法・八枚表)と題する記事か、または明治九年出版「明治史要」明治元年九月二十三日の条に「土佐藩士吉井某四郎父讐ヲ復センコトヲ請フ、許サス、其讐二人小泉彦藏、山田竜兵衛並ニ小田原ヲ斬ニ処シ、某ニ劊手ヲ代ラシム(東征総督記)」(一巻・東大史料編纂所版・昭和八年・九六頁)とある記事が、典拠と思われる。

因みに穂積陳重「孝子ニ太刀取を命ず」は、前掲「憲法類編」の記事の紹介である(「統法窓夜話」・昭和十五年・岩波文庫版・三一八頁)。なお、宮武外骨氏によると、吉井四郎に対する御沙汰書は、明治十三年一月の「拾葩一欄」第一号にも掲載されている由である(「府藩県制史」・昭和十六年・二一四頁)。

(11) 中野敬次郎「小田原近代百年史」・昭和四十四年・二六頁―二七頁。なお、高野澄「幕末小藩の運命」(昭和五十二年)には「官軍軍監の吉井茂市も殺されたとする記録もある」(一四七頁)としているが、「茂市」は「茂平」の誤りである。

(12) この事件の後ち四年を経過した明治五年八月、強盗に殺された者の子孫が、犯人斬首の際の太刀取を願ひ出たが、司法省が不許可にした例がある(安濃津泉伺・相模国陶綾郡大磯駅米吉他五名持宛

器強盗人ヲ殺傷シ元桑名県士族谷口鐘該賊ノ為メニ父五左衛門負傷死ニ至リン故ニ劊首ノ太刀取願出ノ件・法務図書館蔵「諸県口書」・明治五年・賊盜・第三四三号)。この頃になると、司法省の見解も、刑の執行と仇討とを区別していたものと思われる。

(13) 明治元年閏四月二十一日、制定された官制によると、行政官は最高の行政官庁として内国行政を統轄し、神祇、会計、軍務、外国の四官は行政事務を分掌、刑法官は司法権を司り、そして行政官には輔相、正権弁事、史官の職が置かれた(小早川欣吾「明治法制史論」・公法ノ部・下巻・六六二頁)。

(14) 「士分ハ刑法官ニテ吟味、町人ハ東京府ニテ吟味差別ノ事」・前掲「憲法類編」第二千國法部第十四卷治罪法・一五枚表裏―十六枚表、「司法沿革誌」・昭和十四年・四頁。

(15) 明治元年六月二十九日、非山県は旧非山代官所に代つて設けられ、旧代官江川英武に管知を命ぜられた(「頭要職務補佐録」上・四六八頁)。同県は武州でも三〇八カ村の支配地があり、宮沢新田はその一村である(仲田正之「江川担庵」・昭和六十年・五七頁)。宮沢新田は、現在の昭島市宮沢町であるが、現地には、この事件に関する伝承が残っていない由である(昭島市教育長河野豊氏の御示教による。その学恩を謝す)。

(16) 慶応四年五月、横須賀藩主西尾忠篤は、安房、上総に移封となり、三万五千石を領し、長狭郡花房に陣屋を構えた(安岡昭男編「最後の藩主一覽」・「幕末維新史辭典」・四五八頁―四五九頁)。

(17) 明治四年十一月十四日、安房、上総の十六県を併せて木更津県を置いた(「明治政覽」・明治十八年・二〇九頁以下)。

(18) 明治五年八月十二日、木更津県に木更津裁判所が設けられた(前掲「司法沿革誌」・一八頁)。そして八月二十四日から裁判事務を開始した(「千葉県警察史」第一巻・昭和五十六年・三六七頁)。

「木更津郷土史」(昭和二十七年)の裁判所の項には、この事実が洩れており(一一九頁)、「木更津市史」(昭和四十七年)も、その誤りをそのまま跳襲している(四二二頁)。

(19) 前掲「司法沿革誌」・二二頁。

(20) この明治六年八月三十日・東京日日新聞の記事(新聞集成・明治編年史)第二巻・昭和十年・六四頁、「明治ニュース事典」第一巻・昭和五十八年・一四頁にも収録されている)は、相当に詳しく事件の内容を報じている。千葉氏の紹介は(前掲「日本仇討物語」・一三一頁以下)、おそらくこの新聞記事が典拠であろう。

(21) 千葉・前掲「日本仇討物語」・一六五頁以下。千葉氏は、事件を明治三年六月のこととしておられるが(前掲書・一六九頁)、明治十二年九月十六日・司法省宛熊本県伺によると、明治三年七月の出来事である(本稿七二頁参照)。公文書の記事を信すべきであろう。

(22) 千葉氏は「事情はどうでも法を犯した大罪人として其夜から入牢することとなった。勿論入牢は長くなかったとは云ふまでもない」(前掲「日本仇討物語」・一七〇頁)といわれているが、この「長くなかった」「入牢」の意味が、未決拘禁のことなのか、それとも短い「入牢」の刑で済んだという意味なのか、はつきりしないが、もしも後者の意味ならば事実と反している。

(23) 拙稿「新律綱領の施行に関する一考察」・明治初期刑法史の研究・上・昭和五十九年・七一頁。

(24) 京都大学日本法史研究会編「藩法史料集成」・昭和五十五年・三六八頁。

(25) 千葉・前掲「日本仇討物語」・一六八頁。

(26) 太田平作に課せられた「禁錮」の刑は、熊本藩独特のものであったが、明治政府の法制においても、新律綱領三年十二月および改定律例(六年六月)において士族に対する閏刑として自宅拘禁の

「禁錮」の刑は存在した。他方、また新律綱領における婦女犯罪に對する「禁獄」あるいは主として国事犯などに科せられた「禁獄」または単行法令にみられる「禁獄」の刑もあつた。この「禁獄」は

自宅拘禁ではない。明治七年六月二十四日、「禁錮」はすべて「禁獄」に改められた(太政官布告第六十九号)。自宅拘禁の自由刑は廃止されたのである。しかし、牢舎の設備が不十分な地方では例外措置も一時はみとめたが(明治七年七月十四日・司法省達第十六号)。

十一年四月十六日、内務省は各府県に対し(東京府を除く)禁獄人をすべて監獄内に收容することを通達した(内務省乙第三十四号達)。

熊本県が太田平作を「禁獄」刑として牢舎に收容したのは、その後のことと思われる。因みに、禁錮、禁獄については、根本敬彦「明治初年の『禁獄』」(二〇三三頁)・警察研究第五七巻一號・三一頁以下、第五七巻三號・四五頁以下、第五七巻第五號・四九頁以下(昭和六十一年)・参照。

(27) 明治十二年九月当時、監獄は警察の所管であり、熊本県でも警察課が管理していた(熊本県警察史)第一巻・昭和五十四年・八三五頁)。

(28) 藤井村は、現在の勝沼町藤井であるが、山梨の郷土文獻で、この事件にふれているものは、私の知る限りでは見当たらない。

(29) 明治二年七月二十四日、甲斐府は甲府県と改称、さらに四年十一月二十日、山梨県と改称した(宮武外骨「府藩県制史」・昭和十六年・一〇二頁)。

(30) 一般的にはそうした状況であつたと思われるが、他方、明治二一年に刑法官判事試験補給大唯一が公議所に「刑法ヲ待タズ、私ニ人命ヲ絶ツヲ禁止スルノ議」を建議し(「官版議案録」・明治文化全集第一巻憲政篇・昭和三年・一四一頁以下)、また明治三年、刑部省は新律編纂に際し、復讐の是非を大学に諮詢し、賛否両論が対立し

たこともあるから（穂積陳重「復讐罰すべきかにつき大学に諮問」前掲「統法窓夜話」・三〇三頁以下）、仇討禁止の思想が徐々に台頭しつつあったことは否めない。

(31) 本稿で公文書の紹介を省略した任谷兄弟に対しても刑部省の決定は「無構」(千葉・前掲「日本仇討物語」・一六三頁)、また幸治幸七兄弟に対しても刑部省の決定は「無罪」である(前掲「太政類典」第一編第二巻)。

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(一) 高知藩士吉井四郎、父の仇の処刑に太刀取を許された件

。元年九月二十三日、吉井四郎復讐(国立公文書館蔵「太政類典第一編第二巻・治罪・審理」所収)

佐賀藩士吉井四郎へ達

大総督府

其方事先般父吉井顯蔵復讐之儀願出有之候処右者於常典難相濟候へ共孝子之情難黙止被為思食罪人小原彦蔵小田竜兵衛武州鈴ヶ森ニ於テ暫首候条太刀取可致旨御沙汰候事復讐願請書ヘ之ヲ伏ス

小泉 彦 蔵

山田 龍兵衛

逆賊渡辺了叟之差図ヲ請於函嶺官軍ヲ拒絶シ剩へ土州吉井顯蔵ヲ斬害之始末大罪ノ至リ依之武州鈴ヶ森ニ於テ令斬首者也

九月

吉井 顯 蔵

其方事先般於小田原遂横死不閔ニ被思召依之金拾兩為香奠料下賜候事九月 東征総督記

。東征総督記ニ云九月廿七日土州藩吉井四郎へ罪人斬首之太刀取可致旨御沙汰ニ付武州鈴ヶ森へ四宮逸作為検使罷越候事

。土方久元手記略ニ云高知藩士吉井茂平後顯蔵ト稱スハ旧旗下松下

嘉兵衛家来共ヲ兵隊ニ組立官軍ニ属シ函関ニ屯シ居小田原藩ト協力全心罷在候処全藩密ニ林昌之助ニ通シ今人ヲ及殺害候儀ニテ小田原藩伏罪ノ上同人盼国許ヨリ叔父多〇鉄馬ト申者ト全行東土之上復讐願出候事ニ御座候原註鉄馬ハ茂平ノ家ト全姓全様ノ家筋ニ付從來藩士之内ヨリ家老〇ニ付ケ人致置候儀ニテ全人ハ則其任ニ当リ居候者ニ御座候

(1) 「佐賀藩士」とあるは誤記で、高知藩士である。

(2) 渡辺は、佐幕派の小田原藩国家老である(中野・前掲「小田原近代百年史」・二七頁)。

(二) 行政官附関根九十郎次男林之丞が、兄の仇を討ち「無構」となった一件

。元年十一月、行政官附関根九十郎次男林之丞復仇ニ付処分(前掲「太政類典」所収)

東京府へ掛合弁事

行政官附久松主計触下関根九十郎次男林之丞復仇一条ニ父九

十郎儀ハ謹慎申付置候間御処置濟之上早々御通達可有之候也
元年十一月十三日市政
東京処置濟回答書欠

東京府回答

復仇之儀ニ付云々御申越委曲承知致シ矣也
元年十一月十三日市政東京

刑法官掛合弁事

一久松主計触下関根九十郎二男林之丞儀兄ノ仇討致シ候一条
結局如何御所置ニ相成候哉急速致承知度此段及御問合候也
二年四月九日

刑法官掛合弁事宛

久松主計触下関根九十郎次男林之丞兄ノ仇討打取候事件ニ付
御問合ノ趣承知致候則別紙一通御廻シ申候也
刑 二年四月九日

申渡

行政官附 渥美九郎兵衛触下

中 林 彦次郎

其方儀同居為致置ク次男吉田庄次郎ト関根忠藏口論オヨヒ一
旦同勤齋藤勘兵衛申有メヲ庄次郎遺恨ニ含ミ忠藏宅へ踏込所
々為疵負遂ニ同人相果候上ハ取計方モ可有之所無其儀等閑置
ク故既ニ兄ノ仇庄次郎ヲ関根林之丞打果ス段不行届右始末旁
不埒ニ付叱置

行政官附 久松主計触下

九十郎次男 関根 林之丞
其方儀兄関根忠藏之仇吉田庄次郎ヲ打果自訴致ス段吟味ノ上
無相違間無構

田安中納言家来 関根 御太郎
真田信濃守家来 北山 藤三郎

其方共儀関根林之丞兄ノ仇吉田庄次郎ヲ打果一件ニ付呼出遂
吟味不埒ノ筋モ無之間無構

右申渡ノ趣一同請書申付ル

渥美九郎兵衛触下

世話役 安永 太郎

田安中納言家来

大谷 林平

真田信濃守家来

横田 数馬

右ノ通申渡ス一同其意ヲ得二年三月十四日

(三) 非山県管内農団次郎復讐一件

。二年二月、非山県下武州宮沢新田農善吉伴団次郎復讐事件
審理方(前掲「太政類典」所収)

刑法官へ掛合弁事

非山県支配所武州多摩郡宮沢新田百姓善吉伴団次郎儀仇討致
候一件其官へ可差出哉伺出候ニ付伺ノ通可取計旨及差図候間

一昨十日右一件ノ者書付其官へ差出候処見ニ於テ吟味詰伺出可差出旨ニテ御請取無之由右者死命ニモ相カカリ候事件ニ候得ハ知臈事限リニテ取扱筋ニモ相見へ不申其官へ御引取有之候様致度此段御掛合ニオヨヒ候也二年二月十二日 回答書欠 刑

(四) 安房国浜波大村飯高兄弟父の仇を討ち処罰された一件

。木更津裁判所何安房国長狭郡浜波太村農飯高直七外二人平野仁右衛門並ニ三男謙三ヲ殺害シ外六人ヲ傷スルノ件(法務図書館蔵「明治六年・諸県口書・五・人命・第八五号」所収)

七月五日 改

県 松田⁽¹⁾

再 七月廿七日

青木 松田⁽²⁾

(以上欄外書入——手塚註)

不明

不明

小畑⁽³⁾

謀殺ヲ行ヒ一家ノ二人ヲ殺シ六人ヲ傷ス

人命律 謀殺条 人ヲ謀殺スル者

斬罪⁽⁴⁾

人ヲ謀殺スル從ニシテ加功セサル者

懲役

准流⁽⁵⁾十年

飯高 竹次郎 懲役十年

人ヲ謀殺スル從ニシテ加功セサル者 流三等 犯時十五歳

未満ニツキ犯ス時幼少ニシテ事発スル時長大ナル者ハ幼少ニ依テ論スルノ例ニ依リ收贖ス⁽⁶⁾

收贖金十三円五十銭

飯高 秀三郎

二弟戸ロニ在テ瞭望シ勢ヲ助ク加功ヲ以テ論スヘキカ如シト雖モ清律謀殺律条例ニ云々下手助殴ノ者乃サニ加功ヲ以テ論シ絞云々一言ノ抛ヲ得テ造謀ト為シ及ヒ勢ヲ助クルヲ指シテ加功ト為ス母レトアルニ 仮照シテ不加功ヲ以テ論ス

長岡

大草

青木

松本

勇

樺山

島本

福岡

安房国長狭郡浜波太村農

飯高 直七

飯高 竹次郎

飯高 秀三郎

右者別紙罪案之通ニ付人命律謀殺条ニ照シ直七ハ斬罪竹次郎ハ准流十年秀三郎ハ收贖金一十三円五十銭可申付哉此段奉伺候也

明治六年四月廿二日 司法權少判事 安藤 博 高 印

福岡司法大輔殿

明治初期(元年—3年)の仇討6件に関する公文書

謀殺		捕縛明治五年十月三十日	安房国長狹郡浜波太村農	
党類三人		飯 高直 七 年令二十五年四月		
木更津裁判所調		連班	司法権少検部	藤井邦彦
		掛	司法権少判事	安藤博高
			司法少解部	武内維積

被殺人弟謙藏	父仁右衛門	被殺人戸主仁恵茂
右耳ヨリ長サ一尺四寸	額長サ八寸深サ一寸	右鬢長サ四寸五分
即死ニ懸ルニ至一ルニ至	右鬢長サ四寸五分	疵所 右鬢長サ一寸五分
疵所	疵所	長男秀太郎
弟勇藏	百会	疵所 左腕摺疵
髪口長サ七寸五分	長サ二寸五分	長女エイ
疵所	右肘	疵所 皆
	長サ一寸五分	下婢ハリ
		打撲青赤腫一ヶ所

一自分儀明治二年四月四日朝父善左衛門広場村内地海浜ニテ歿死スル趣承リ打駭キ同所ニ赴キ視レハ干潟ノ中ニ水ニ浸シ溺死ノ跡ニ候ヘトモ顛頂ニ打疵耳辺ニ突疵各一ヶ所所有之鬢モ不亂懐中物モ不落他ノ入水ノ者ト相違致居候ヘハ當時亡父村内

一般ノ依頼ヲ受ケ魁首ニテ磯根鮑八田鰯漁業ノ株争論ニテ平野仁右衛門ヲ相手取り旧花房泉へ訴訟ニ及フ折柄ナレハ此ト指ス確証ハ無之候ヘトモ父非命ノ死ハ定テ右仁右衛門ノ闇殺ヲ行フモノナラント一途ニ存込両弟竹次郎秀三郎ヘモ其旨申聞務ニ復讐ノ志ヲ立テ日夜隙ヲ窺ヒ候ヘトモ其辺ノ嫌疑モ世間ニ聞ユルヲ以テ敵ノ用心モ懈怠無ケレハ不覚月日ヲ送リ同年十月廿二日夜始テ時ヲ得テ両弟ヲ従ヒ小舟ヲ泛ヘ仁右衛門居住ノ嶋へ渡リ竹次郎秀三郎ハ銘々抜刀ヲ携ヘ外見致サセ同人宅中間ノ口ヨリ戸ヲ押開キ抜刀ヲ携ヘ自分一人踏入ルニ仁右衛門三男謙藏同所ニ臥居誰カト声懸ルヲ一刀ニ斬殺シ直ニ次間ニ飛込ミ視レハ薄闇燈火ノ傍ニ仁右衛門夫婦僅ニ起キ居据ルヲ目懸ケ復讐ノ言ヲ述ルニ暇無ク仁右衛門ヘ二三刀統打チ打仆ス後ヨリ一人取押ヘントスル者ヲ見受ケ反ス刀ニ疵為負右ハ二男勇藏ナリ又長男仁恵茂立出ツルヲ一打疵負セシニ同人納戸ヘ逃入ルヲ追ヒ一旦同所ヘ馳入候ヘトモ見当ラネハ其儘打棄テ引揚ケ申候尤前後左右ヘ抜刀ヲ振廻シ候ヘハ其節此外ニモ疵為負候哉相弁不申仁右衛門ハ慥ニ見受ケ切付候ヘハ両弟竹次郎秀三郎ヘモ亡父ノ讐仁右衛門ヲ討留候趣申聞夫ヨリ三人俱々東京ヘ赴キ銘々潜伏致ス自分ハ両国村松町小栗徳三郎方ヘ手寄り右事柄ハ一切押包ミ厄介相成居候処明治五年十月三十日御召捕相成候事

右之通相違不申上候以上
明治六年四月二十二日 飯高直七

謀殺	自首明治五年十一月一日	安房国長狹郡浜波太村農 直七弟 飯 高 竹次郎 年令十九年五月	連班	司法権少検部	藤 井 邦 彦
			掛	司法権少判事	安 藤 博 高
党類三人			司法少解部	武 内 維 積	

(前掲直七の場合と同文故略す——手塚註)

一自分儀明治二年四月三日夜父善左衛門広場村海辺ニテ入水ノ
 躰ニテ相果候死骸ニ疵所等有之當時磯根鮑八田鱒漁業争論ヲ
 生シ亡父村内ノ惣代ニテ平野仁右衛門ヲ相手取旧花房県へ訴
 訟中ノコトナレハ睨ト確証ハ無之候ヘトモ右仁右衛門ノ所為
 ニテ闇殺セシモノニ相違有之間敷ト兄直七ヨリモ申聞候間悲
 憤ノ余リ何卒亡父ノ警ヲ報セント一途ニ存込ミ隙ヲ窺候ヘト
 モ先方モ用心無意ニ付空ク日ヲ送ル内追々用心モ無之様子ナ
 レハ同年十月廿二日夜兄直七ニ弟秀三郎ト従行シ小舟ニテ仁
 右衛門居住ノ嶋へ渡リ兄直七一人仁右衛門宅中間ノロヨリ押
 入り自分及秀三郎ハ銘々抜刀ヲ提ケ外見致居候処暫時物音ヲ
 聞キ頓テ兄直七出来リ俱々可立去ト申立去途中亡父ノ警仁右
 衛門ヲ討留且其外へ疵為負候趣承リ候夫ヨリ三人一同ニ東京
 へ走り銘々潜伏ス自分ハ所々雇人等相成居候処明治五年十月
 卅日兄直七被召捕候趣承リ直ニ翌十一月一日自訴致候事

右之通相違不申上候以上
 明治六年四月廿二日

飯 高 竹次郎

謀殺	自首明治六年一月四日	安房国長狹郡浜波太村農 直七弟 飯 高 秀三郎 年令十七年七月	連班	司法権少検部	藤 井 邦 彦
			掛	司法権少判事	安 藤 博 高
党類三人			司法少解部	武 内 維 積	

(前掲直七の場合と同文故略す——手塚註)

一自分儀明治二年四月三日夜父善左衛門広場村海辺ニテ入水ノ
 躰ニテ相果候死骸ニ疵所等有之誰人ノ所為トモ不審候ヘトモ
 當時漁業ノ事ニテ村方一同ト嶋ノ仁右衛門ト争論ヲ生シ亡父
 ハ村方惣代ニテ旧花房県へ出訴中ナレハ定テ右仁右衛門意恨
 ヲ含ミ闇殺セシメ候モノナラント伯兄直七ヨリ承リ自分當時
 年令十五未滿ノコトナレト亡父ノ警ヲ討チ亡靈ヲ慰メント兄
 弟三人ニテ其隙ヲ窺ヒ漸ク同年十月廿二日夜伯兄直七ニ従ヒ
 仁右衛門住所ノ嶋へ小舟ニテ越渡リ同人宅中間ノロヨリ伯兄
 直七一人押入り仲兄及自分ハ銘々抜刀ヲ提ケ右中間ノロニイ
 ミ外見致シ候処暫時物音ヲ聞ク間モ無ク伯兄出来リ速ニ可立
 去ト申立去途中仁右衛門ヲ殺害シ外三人計リ疵為負候趣承

リ夫ヨリ直ニ三人一同東京へ罷越シ同所ニテ相別レ銘々潜伏スル自分ハ其後横濱表ニ奉公住セシカ明治五年十一月十八日伯兄ハ被召捕仲兄ハ自訴スル趣キ国元親類ノモノ為相知越候へハ一旦国元へ立戻リ同六年一月四日同断自訴仕候事

右之通相違不申上候

明治六年四月廿二日

飯高秀三郎

郷日処刑伺書差上候浜波太村農飯高直七父善左衛門変死ハ平野仁右衛門父子所為ニ有之哉否係累之者共取訂之次第具ニ可申越旨御懸合之趣致承知候即当時善左衛門同伴之鈴木長八外四人取訂之書類四綴差上候間委細ハ右ニ而御承知有之度此段及御答候也

明治六年五月十二日

木更津裁判所

司法省判事局

御中

追テ右一件ニ付昨年来探索之者両度迄差出候得共被殺之跡手掛り無之儀ニ御座候

乍恐以書付奉申上候

木更津県管下房州長狭郡前原町鈴木惣吉母ふみ奉申上候去ル明治二己年四月三日夜同郡浜波太村元名主善左衛門止宿致候始末御尋ニ付左ニ奉申上候

此段善左衛門義去ル己年四月三日朝四ツ時頃同村元組頭長八

与申者同道ニ而右兩人私方へ参り候処追々同村小前之もの十人程同日昼九ツ時頃迄ニ着到何敷用談有之向ニ而善左衛門長八兩人一座致シ屢罷居候折柄右一同私村方藤本伝次郎方へ罷越同日夕刻ニ至リ猶亦私方へ立戻リ銘々表口ヨリ座敷へ上リ折柄はき物等之儀者私方ニ而更ニ存不申殊ニ同夜五ツ時頃ニ相成小前之者一同引取相残テ善左衛門長八兩人沓泊いたし同夜五ツ半頃兩人臥セリ尤家内之もの共四ツ時頃臥セリ候得共其刻余之もの老人も参り不申然ル処翌四日朝私共家内一同起表口之戸私明ケ其余之者婦り同郡天津村ヨリ召抱之由女奥座敷江参リ戸ヲ明ケ様与存候処天戸凡三尺程明ケ有之是以テ難心得所々見廻り候処猶亦裏口木戸明ケ有之段如何之義与不審ニ存シ罷在候折柄下女よし右座敷へ立戻リ不取敢火鉢持参り候処長八而已寢間ヨリ起キ候間善左衛門義如何哉よしヨリ聞札シ候処長八申聞ニハ善左衛門執レ参り候敷長八ニおゐても更ニ不存段申之ニ付よし女奥座敷より表見せへ立戻り右始末私方迄申聞居候内長八奥座敷ヨリ参り猶亦私へ相尋候ニ付難聞捨私共家内一同驚入右長八供々遠近ハ手訊致所々殷懃相尋候得共相知レ不申候中同郡広場村元名主野村武兵衛参り同人ヨリ申聞ニ者同郡東村海岸波打際ニ溺死人有之由承リ殊ニ同人申聞ニ者多分右善左衛門ニ有之哉之趣申ニ付是以驚入早速私召仕菊蔵為見届駈遣候処全ク善左衛門ニ相違無之由ニ付菊蔵立戻否哉迅速右之趣私俣惣吉ヲ以テ元花房藩御庁へ御訴奉申上候義ニ御座候

右御尋ニ付奉申上候段相違無御座候以上

右 前原町 鈴木惣吉母

明治六年十月廿七日

ふ み 印

村用掛 太田貞治煩ニ付代

差添人 平野 儀兵衛 印

木更津御裁判所

安藤司法権少判事殿

申上候

右御尋ニ付奉申上候段相違無御座候以上

右 前原町

明治六年第一月廿七日

鈴木 惣吉 印

村用掛 太田貞治煩ニ付代

差添人 平野 儀兵衛 印

木更津裁判所

安藤司法権少判事殿

乍恐以書付奉申上候

木更津奥管下安房国長狭郡前原町鈴木惣吉奉申上候去ル明治二

己年四月三日夜浜波太村元名主善左衛門止宿之儀御尋ニ付始末

左ニ奉申上候

此段善左衛門同村元組頭長八同道ニ而去ル己年四月三日朝四

ツ時頃右兩人私方へ参リ罷居候処追々同村小前之者十人程同

日昼九ツ頃迄ニ到着何敷用事有之向ニ而一同一座いたし同夜

五ツ時頃小前之もの一同引取相残而善左衛門長八一泊致シ翌

四日朝家内一同起候折柄私儀表見世ニ罷居次第柄頓与相弁へ

不申尤善左衛門居失候ニ依而此段難聞捨候間矢張私儀も供々

精念相尋候得共見当リ不申然ル処同日朝四ツ時頃ニ相成同郡

広場村元名主野村武兵衛参り同郡東村海岸ニ而溺死人有之由

承リ殊ニ同人より申聞ニ者多分右善左衛門ニ可有之哉之趣申

ニ付是以驚入早速私召仕菊蔵為見届駈遣レ候処全善左衛門ニ

相違無之由ニ付承リ否哉右之趣私より元花房藩御庁江御訴奉

乍恐以書付始末奉申上候

一安房国長狭郡浜波太村百姓長八奉申上候当五ヶ年前己年四月

上旬村方磯根浦出入中名主善左衛門死亡ニ就テ始末御尋ニ付

乍恐左ニ奉申上候

右者去ル辰年前不漁引続村方一同困窮ニ付一統集評之上兼々

平野仁右衛門一ト手ニ請負致シ居候根浦者全ク村附キ磯根ニ

候趣故村方へ差戻シ貰小前一同之稼浦ニ致度候間仁右衛門へ

掛合實度段名主善左衛門へ頼出候ニ付同人ヨリ懸合之趣ハ右

根浦往古者又左衛門請負致シ其後善三郎請負致シ亦其後ニ至

リ其許先祖仁右衛門義請負罷在候根浦ニ付此度村方へ相戻シ

一同稼浦ニ致シ吳候様申入候処仁右衛門挨拶ニ者代々言伝ニ

も右善三郎儀者我等方ヨリ請負致し候ものニ而其節由緒有之

杯申ニ付名主善左衛門及披見度旨懸合候而も仁右衛門一切相

見セ不申追々掛合之上善左衛門義旧領主大岡主膳正様¹⁰勝浦役

所へ出訴ニおよび右吟味中西尾隠岐守様へ引替相成依之勝浦役所ヨリ一旦訴状御下ケニ相成己年三月右訴状前原役所江出願致し候処同所御詰之役人衆様被申候者国許ヨリ重役衆引移り不申内訴状難取上旨を以テ被相下ケ善左衛門再三願立候処其節大名主前原町高梨助之丞取扱ニ立入候得共行届不申其後四月三日細野村名主吉野郡蔵扱ニ立入前原町吉田屋惣吉方へ相越シ共江申聞候者根浦者村方へ附ケ置候而仁右衛門江者請負可為致旨申之候間善左衛門納得其段小前共へ可申由及挨拶候処早々村方へ参り小前重立之もの共連参り呉候様都歳申ニ付善左衛門並私村方へ参り小前共へ逸々申聞惣代其外重立候もの共夫々引連レ前原町会所へ罷出候処郡蔵義小前老人別ニ名前書留其方共了簡如何杯与銘々取調候ニ付小前共申ニ者示談相成由承り候間一同出向キ候ヲ亦心得方等取調受候義不存寄旨挨拶迄ニ而一同無言引夜五ツ半頃ニ至り会所ヨリ吉田屋迄引取表口より上り奥座敷ノ内中之間ニ一旦集り小前之もの共者直様村方へ引取申候其砌善左衛門申ニ者明日役所江及願立候ニ付止宿可致旨申ニ付私も同宿仕候処渡世之勞れ深く寝入翌朝宿ニ而座敷向雨戸開キ候後漸眼覚候処善左衛門寢所へ起キ技之儘ニ而同居不申処女中火鉢持参り候間善左衛門事相尋候処不存由申ニ付勝手へ参り内儀へ尋候得共矢張不存旨申之候善左衛門同町親類方へ参り候哉与存附キ尋参り候処居不申若シ大名主助之丞方与心附キ参り見候処矢張り居不申万一御役所へ参り候哉与存附キ窺見候処居不申亦ハ村

立方可尋心得ニ而出向候処岡波太村字新屋敷参り候処善左衛門宅迄御上ヨリ書面到来之趣使之もの申ニ付早々前原町へ帰候処吉田屋惣吉申ニ者会所藤本伝次郎迄私頼度旨申ニ付罷越候処広場村名主武兵衛申ニ者東条浦ニ而善左衛門ニ能似寄之もの死去罷在候間見改可然与被申聞驚入直様東村名主宅へ参り右次第相頼候処直様東村広場村西村三ヶ村立寄私同伴仕候テ死骸見届候処善左衛門ニ相違無御座且亦雪駄六七間上ニ拔置其身ハ波打際ニ羽織着用之儘死倒居候間其段右三ヶ村役人並私共前原町御役所へ相訴へ御檢使相願申最早風聞相立善左衛門悴直七其外村方之もの共駈附居候檢使之義者翌五日昼後ニ御出役ニ相成死骸改候処耳脇ニ少々疵有之候則直七義者人手ニ掛り突疵与申御檢使御役人者摺疵与被申聞檢使相濟右役人衆中様東村役宅江引取口書摺疵与認ニ相成直七義ハ矢張突疵候ト申立候得共御取用ヒ無之無抛口書調印ニ相成候次第ニ御座候

右御尋ニ付以始末書奉申上候処聊相違無御座候以上

右村

明治六年一月廿四日

副戸長

鈴木 長 八 印

差添

磯崎 治兵衛 印

木更津御裁判所

安藤司法権少判事殿

乍恐以書付奉申上候

木更津県管下安房国長狹郡前原町高梨誠ニ奉申上候同郡浜波太
村小前役人惣代元名主善左衛門元組頭長八兩人より同郡島仁右
衛門江相掛り候磯根鮑八手觸役一件御吟味已前私共取扱候始末
御尋ニ付左ニ奉申上候

此段去ル明治二己年三月中右惣代善左衛門外老人より磯根鮑
並八手觸役之儀ハ從來村方海高之内籠居候義ニ付矢張村方之
物与相心得候間向後村益ニ致度与存村役人小前惣代訴訟人善
左衛門長八兩人より元花房藩御庁迄奉出訴然ル処其刻御転庁
際ニ而御役員方等不兼備之趣殊ニ右一件不都合之廉も御座候
ニ付願書御採用難相成旨を以私共江取扱被御申付候間其旨承
知奉畏双方心得方承り糺し事実訴答江懸合および候処訴訟方
ニおゐてハ近年不漁相統諸式高価之折柄貧民窮迫および候よ
り事起り候ニ付年々村益相成候儀ニ有之候ハ、取扱ニ随ひべ
く取申之且相手仁右衛門方ニ而ハ趣意金之儀者後年規模に相
成候儀者不承知乍去一時少々之助情与有之候ハ、心得丈差出
取扱ニ可相任せ旨申之此段双方懸合仕候得共行届兼罷在候折
柄同郡細野村之名主吉野郡蔵江猶又同様取扱被御申付右取嘍
中訴訟人善左衛門義者己年四月三日夜前原村鈴木惣吉方江止
宿いたし翌四日ニ立至り同郡東村海岸浪打際ニ而右善左衛門
溺死いたし候趣ニ御座候雖然前条私共取扱仕候事件之儀者双
方精密取詰懸合之上相手仁右衛門方より村方助情として金四
十兩差出海根鮑八手觸役等之儀者從前之通り島仁右衛門方ニ

而支配仕候事ニ示談行届候事

右御尋ニ付奉申上候段相違無御座候以上

右 前原村

明治六年第一月廿五日

当人 高梨誠 二印

村用掛り太田貞治煩ニ付代

差添人 平野 儀兵衛 印

木更津御裁判所

安藤司法権少判事殿

乍恐以書付奉申上候

木更津県管下房州長狹郡広場村野村武平奉申上候同郡浜波太村
元名主善左衛門変死之始末御尋ニ付左ニ奉申上候

此段私共村方之儀者広場村東村西村三ヶ村入会浦ニ候処東村
地先ニおゐて去る己年四月四日昼四時頃東村農茂左衛門並又
右衛門兩人農業ニ罷越候出先当浦浪打際ニ何もの歎ハ不存倒
レ居候ヲ見附早速同村名主三郎平方へ届参り候ニ付直様三郎
平より外式ヶ村へ沙汰有之候間早速其場処へ参り見請候処浜
波太村善左衛門ニ能ク似寄り候もの夫ヨリ私儀私用ニ付前原
村吉田屋宗吉方へ参り候処波太村元組頭長八申立人居合同
人申聞候者善左衛門義何方へ参り候哉行衛不相分旨申之右者
浪打際ニ倒居候者善左衛門ニモ可有之歎眩与難見定旨相答候
処長八義驚入右倒死人見届度趣ニ付同道立帰リ右場所へ参リ
為見請候処善左衛門ニ相違無之旨ニ御座候

一 倒居候風鉢者帯ヲ羽織着用髪結候儘倒死罷在其場八九
間脇ニ雪駄ぬき捨有之候

一 御検使之儀者右三ヶ村浜波太村立会ニ而口書相濟浜波太
村正死骸引取ニ相成申候

右御尋ニ付有鉢奉申上候

木更津県管下房州長狹郡

広場村 副戸長

明治六年二月二日

村甲掛

野村 武平 印

差添人 野村 民吉郎 印

木更津御裁判所

安藤司法権少判事殿

(1)(2)(3) 司法省指令に關与した官員の捺印である。「県」は少
判事泉信綱、「松田」は権中檢事松田宣風、「青木」は中判事青木信
寅、「小畑」は少判事小畑美穂であろう(明治六年一月「官員録」・
一八五枚表裏、一九七枚表)。「不明」は印鑑の文字が読み採れない
ものである。

(4)(5) 新律綱領の人命律上「謀殺」の条に「凡人ヲ謀殺スルニ造
意者ハ斬。從ニシテ。……加功セサル者ハ流三等」とある。「流三
等」は、準流法によって徒役十年(明治三年十一月十七日・太政官
達)である。明治六年四月の木更津裁判所伺は、右の法令を適用し
た。ところが司法省指令が出された同年七月には、すでに改定律例
(六年六月十三日・太政官布告第二〇六号)が施行されていた。それ
には普通の謀殺の規定はないから、前掲新律綱領の条文はそのまま

効力をもっているが、「準流十年」(徒役十年)は、改定律例第一条
によって「懲役十年」に改められているから、司法省指令では、そ
のように修正されたのである。

因みに明治二年十月の犯罪に、三年十二月の新律綱領を適用した
のは、同法名例律下「断罪依新頒律」に「凡律ハ。頒降ノ日ヨリ始
ト為ス。若シ所犯。頒降已前ニ在ル者モ。並ニ新律ニ依テ擬斷シ。
旧律ヲ援引スルコトヲ得ス」とあるからであろう。

(6)(7) 新律綱領の名例律下「老小廢疾取贖」の条に「凡年。七十
以上。十五以下……流罪以下ヲ犯ス者ハ。取贖ス」とあり、「流三
等」の「取贖」は「十三兩二分」である(贖罪取贖例図)。ところが
改定律例の「改正贖罪取贖例図」によると「懲役十年」(旧流三等)
の取贖は「三十兩」とあり、著しく高額になっている。そこで改定
律例第百条「凡例モ亦頒降ノ日ヨリ始ト為スト雖モ若シ事犯頒例以
前ニ在テ原律罪名輕キ者ハ仍ホ原律ニ依テ擬斷ス」とあるを適用し、
新律綱領により「十三兩二分」すなわち「十三兩五十錢」としたの
であろう。

(8) 清律の人命律の「謀殺人」の條例に「下手助殺者、方以加功論
絞……母得抛一言為造謀、指助勢為加功」とある(薛允升著、黃靜
嘉編「說例存疑重刊本」第四卷・一九七〇年台北・七七六頁)。

(9) 「青木」と「県」については前註(1)参照。「長岡」は七等出仕
長岡重弘、「大草」は権中判事大草孝暢、「松本」は権大判事松本陽
「樺山」は大丞兼大檢事樺山資綱、「島本」は大檢事島本仲道、「福
岡」は大輔福岡孝弟(明治六年一月・前掲「官員録」・一八一枚表、
一八五枚裏、一八六枚裏、一九六枚裏)。「勇」は少丞早川勇(明治
七年十月「官員録」九八枚裏)と思われる。

(10)(11) 慶応四年五月、横須賀薩主西尾隠岐守忠篤が移封によって
花房に陣屋を構える以前(本稿六〇頁註16・参照)、浜波太村は岩槻

藩主大岡主膳正忠貫の飛地領であつた(「岩槻市史」近世史料編Ⅲ・藩政史料上・五五六頁)。

(五) 熊本藩士太田平作、養父の仇を討ち、処罰された件

。十二年十月廿七日、熊本県禁獄人太田平作犯状憫諒スヘク且悔非ノ蹟顯ル、ニ依リ特典ヲ以テ本罪一等ヲ減ス(前掲「太政類典第三編第九十三卷・治罪・赦宥」所収)

司法省伺

熊本県士族太田平作特典ノ儀ニ付同県令富岡敬明ヨリ別紙ノ通り具申有之候処右ハ明治四年一月中復讐ノ科ニ因テ禁獄十年ニ処セラレタル者ナリト雖モ其犯罪当時ノ事状ニ就キ之レヲ觀レハ頗ル憫諒スヘキノ情アル而巳ナラス別紙警部ノ陳述書ニ依レハ悔非遷善ノ実蹟顯然候者ニ有之旁以テ本罪ヨリ一等ヲ減セラレ候様致度此段相伺候也十二年十月十一日

伺ノ趣聞届候事十二年十月廿七日

熊本県伺司法省宛

熊本県肥後国熊本区京町田畑町

士族当時懲役人 太田平作

右ハ復讐ノ為メ宮原栄喜ヲ殺害スル科ニ依リ明治四年正月廿三日禁獄十年に処セラレ同十年二月熊本県下騒擾ノ節家出シ

平定ノ後熊本裁判所ニ於テ更ニ残ル日数ヲ禁獄ニ処セラレ爾来尚謹慎能獄則ヲ守リ他囚ノ規範トモ相成其悔悟ノ実効顯然ナルハ担当警部別紙証明ノ通相違無之又其断刑原因ニ遡リ之ヲ検案スルニ抑旧藩ノ制タルヤ復讐ハ子弟ノ義務ニシテ官民以テ其行事ヲ称賛スルノ慣習タリ而テ明治三年七月所犯ノ際維新日浅ク且新律頒布及復讐嚴禁公布前ニ係リ當時末タ法典如何ヲ了知セス単ニ旧慣ヲ墨守シ只管養父ノ為メ志操ヲ尽スノ至情不得止ニ出テ法律人智漸進ノ今日ト霄壤ニシテ更ニ又一層ノ原諒スヘキ情状アルヲ感覺ス依テ前書ノ通謹守顯然ニ付殊ニ情法ヲ酌量シ特典ヲ以テ本罪一等被減刑期既ニ七年ヲ經過スル者ニ付直チニ放免相成候様有之度此段意見ノ趣上申候也十二年九月十六日

減等ノ儀ニ付上申

禁獄十年 太田平作

右ノ者儀養父太田清三郎横死ノ末復讐ノ科ニ依リ別紙ノ通り自宅ニ於テ禁獄十年ニ被処其後入獄中昨明治十一年一月禁獄間頭申付置候処能ク獄則ヲ守リ専ラ他囚ヲ教導シ同人入獄以來獄則ヲ犯スモノナキニ至ラシメ將タ疾病ニ罹ルモノアレハ看護ニ怠ラス速ニ快復ニ赴カシム等之レ畢竟本人ノ精神尽力ヨリ出テ実ニ悔悟実効ノ著シク他囚ノ標準トモ可相成殊勝ノ者ニ付特典ヲ以テ本罪減等相成候様有之度此段上申候也十二年

十等警部 内藤 蘇 一

熊本県令富岡敬明殿

申渡

元補備隊 太田 平作

其方儀養父太田清三郎横死ノ始末遂札明処宮原栄喜主ニ成重科タル者ニ候ヘトモ清三郎ニ於テモ自ラ招ク不埒有之栄喜儀依大赦罪状無構旨御沙汰ヲ奉シ令出牢候途中擅ニ及殺害次第畢竟復讐ノ情義難忍ヨリトハ乍申重畳不埒ノ至リニ付朝裁奉伺候処十年禁錮可申付旨被仰出之

宿許ニ於テ禁錮被仰付候且又右禁錮ハ土道被立下候筋ノ御咎ニテ年限後ハ被召仕儀不苦趣ニ付今迄ノ給扶持禄制ノ通依ニ直シ為扶持米遣之

明治四年正月廿三日

明治十二年十月九日電報写

キンゴクニン ヲ、タヘイサク コウキヨウザイアンハク
マモトサイバンシヨニテ ヘンドウノサイ フンシツス

熊本警察本署

法制局議案

別紙司法省伺太田平作特典ノ儀者評候処該犯ハ復讐ノ科ニ依リ明治四年正月中禁錮十年ニ処セラレタル者ニハ候ヘトモ入獄以來能ク獄則ヲ謹守シ悛改ノ状顯然タル者ニシテ他囚ノ龜鑑トモ可相成ニ付伺ノ通本罪ニ一等ヲ被減可然哉仰高裁候也

十二年十月廿一日

(六) 甲斐国藤井村無宿賢治郎、叔父の仇を討ち処罰された件

○三年八月、甲府県甲州藤井村無宿賢治郎復讐断案(前掲)太政類典・第一編第二百卷・治罪・審理「所収」

刑部省伺弁官宛

八月廿五日差上候断刑伺ノ内甲府県管下甲州藤井村無宿賢治郎ノ律例調可申出旨御附紙ニ相成致承知候則口書並断案相添此段奉伺候也三年八月二十
九日口書欠

甲州藤井村無宿 賢 治 郎

確証アル叔父ノ讐ヲ殺死スレハ擅殺応死罪人ノ律ニ照シ杖百(1) 今本案確証ナク又殺終テ逃亡其跡ヲ晦ス此律ニ依リ難シ

縦ヒ陳左衛門真ニ叔父ノ讐ナリト雖モ傍ニ在テ躊躇スル家人ヲ連殺スレハ故殺ヲ以テ論ス人命条例云為父報仇忿逞兇臨時連殺一家三命ハ仍照律例定擬(2)

右律例ニ依テ考レハ復讐ト雖モ兇ヲ逞シ家人数命連殺スレハ殺一家三人ノ律ニ依ル然ハ家人一命ヲ故殺スル者ハ故殺ノ常例ニ依ル可シ(3)

刑部省へ通達弁官

断刑例済書一冊無宿賢次郎寿口書等御返却ノ分共御廻申入候也 四年九月七日

。刑部省より太政官への量刑伺（太政類典・外編十二・自明治三年四月至同四年四月・治罪法・行刑）二十二所収。

刑部省伺

甲府県伺

甲州藤井村無宿

梟示⁽⁴⁾ 叔父復讐ト思ヒ確証ナキ一賢治郎
家二人ヲ殺シ二人ヲ傷ケ

右之通断刑奉伺候事 八月廿五日
刑部

伺之通 九月七日何済

(1) 清律の捕亡律の「罪人拒捕条」に「(若)罪人本犯応死(之罪)而擅殺者杖百」とある(薛・前掲「説例存疑重刊本」第五卷・一一二四頁)。また仮律の捕亡律の「罪人捕を拒」の条に「其本罪死に当るものを殺すは答一百」とある。おそらく前者を参照したのである。

(2)(3)(4) 仮律の人命律の「一家三人及惨毒人ヲ殺」の条に「凡一家三人ヲ殺シ及人ヲ惨毒残害スルモノハ磔、また「謀殺」の条に「凡謀テ人ヲ殺スモノ造意之者斬(刎首)」とある。但し「磔」は「非常ノ極刑ナリ君父ヲ弑スル大逆罪ノモノヲ刑ス此故ニ省ク」(名例)とある。賢治郎の場合、二人殺害、二人傷害であったから、謀殺の斬よりも一段重い「梟示」としたのである。

(四月十五日稿)

後記 本稿の起草に際し、原口清氏(名城大学教授)、川村優氏(前千葉県史編さん室長)、花立三郎氏(熊本の郷土史家)、中山勝君(国学院大学院院研究生)、根本敬彦君(明治大学助手)等の御助力を得た。

また古文書の解説には、志木古文書同好会の中田千美氏、井出章子氏の御支援をうけた。ここに記してその学恩を謝す。

追記 その後に披見した梅原北明「変態仇討史」(昭和二年)にも、

明治の仇討が八件掲載されている。その中、明治十三年の埼玉県の時田金次郎の仇討は、他書には全くみえていないものである。

明治三年までの仇討は、陸中江刺郡幸治兄弟の件と、本稿でも取りあげた飯高兄弟の件が収録されているが、後者については「明治二年にも安房国長狭郡浜波太村で飯島兄弟三名が、父の仇を討つてゐる」(前掲書・五三頁)と述べているだけである。